

2020年第3回定例会 一般質問②

性暴力被害防止のために

(1) 人権としての性教育を

次に大きな2つ目の項目、性暴力被害防止の取組みについて伺います。

今年3月の警察庁の調査発表によりますと、子どもの性被害の加害者は、9割以上が実父を含む身近な男性です。幼い頃は性暴力だと認識できなかったのが成長してからトラウマを引き起こし、被害者が長く生きづらさを抱える原因にもなっています。この社会で性被害者も加害者も生まないためには、子どもの頃からの人権としての性教育が急務です。

子どもの頃からの性教育の目的は、性被害や加害というマイナスを回避することだけではなく、自分の体や命について科学的な知識を得、自分も相手も大切にすると人権意識を育んだり、またその上でパートナーと人生設計を立てていくなど、主体的に生きる力を育むことでもあります。しかし、十分な性教育が行われていない日本では、アダルトビデオ等の歪んだ描写を教材として誤った知識を身に着けてしまうことが多く、それが恋人や夫婦の関係にも大きな影響を与えています。

産婦人科医など専門家や民間団体による性教育を子どもの成長に合わせて小中学校で実施することが必要だと考えますが、認識をお答えください。

(2) 第5次男女共同参画推進プラン策定に向けて実態把握を

さて、現在調布市では第5次男女共同参画推進プラン策定に向けて実態調査を行うところです。都内自治体の約3分の1では実態調査に性暴力を記載していますが、調布市の調査には含まれていません。また、計画や条例に性暴力が含まれていない8自治体の1つでもあり、改善が必要です。

2018年の内閣府男女共同参画局の調査によりますと、女性の13人に1人が異性から無理やり性交された等の経験があるということです。しかし女性被害者の約6割はどこにも相談しておらず、警察に連絡したのも2.8%のみですから、警察への相談件数のみで性暴力被害の全体像をとらえることはできません。

近年の市の相談窓口への性被害に関する相談は何件でしょうか？性犯罪について市が実態を把握するためにも、実態調査に性暴力を盛り込むことを求めますが、見解をお答えください。

(3) 多摩地区にワンストップ支援センター設立の要望を

最後です。性暴力被害者にとって身近なところに相談窓口があり、そこで必要な支援をすべて受けられることは非常に大きな安心のもととなります。こういう取り組みは行政の役割としてしっかりと形にする必要がありますが、都内には NPO 法人の支援団体一か所しかありません。その周知はもちろんですが、多摩地域にもワンストップ支援センターを設立するよう東京都に要望することを求めます。見解をお答えください。

以上、ご答弁をよろしくお願いいたします。

<生活文化スポーツ部答弁>

次に、次期男女共同参画推進プラン策定に向けた性暴力に関する実態把握についてお答えします。

令和元年度に市の各種窓口寄せられた相談のうち、性暴力に関する相談は21件ありました。相談者に対しては、専門相談員が本人の意向を確認しながら、必要な相談・支援を行う関係機関につないでおります。

内閣府の調査では性暴力の被害を受けた女性の6割がどこにも相談していないなど、性暴力については実態が把握しにくい状況にあると認識しております。そのため、現行の第4次男女共同参画推進プランでは、配偶者からの暴力等、あらゆる暴力の根絶を主要課題としており、性暴力について特化した記述はありませんが、今年度実施する次期男女共同参画推進プランの策定に向けた市民意識調査において、性暴力に関する調査項目を盛り込むことで、市内における実態把握に努めて参ります。

次に、多摩地区へのワンストップ支援センター設立についてお答えします。性暴力被害者の相談窓口として、警察庁が所管し都道府県ごとに設置されている性犯罪被害相談電話窓口、通称「ハートさん」のほか、NPO法人が運営する支援センターがあります。東京都においては、NPO法人性暴力救援センター・東京が運営する「性暴力救援ダイヤルN a N a (ナナ)」があり、被害相談を受付けています。

このワンストップ支援センターは、NPO法人が運営する施設であり、市が新たに多摩地区へのワンストップ支援センターの設立を要望することは難しいと考えております。引き続き、性暴力に関する相談に対しては相談者に寄り添い、関係機関と連携しながら必要な支援につなげられるよう取り組んで参ります。

<教育部答弁>

次に、人権としての性教育についてお答えします。

性教育は、児童・生徒の人格の形成を目指す人間教育の一環であり、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重などの人間尊重の精神に通底する重要な教育課題であると認識しています。

また、その指導に当たっては、児童・生徒が自らの心身の成長、発達を適切に理解して行動できるよう、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、発達の段階を考慮し、カウンセリングの手法を用いた個別指導が重要であると捉えております。

学校における性教育について、市教育委員会では、これまでも学習指導要領を踏まえ、発達段階に応じて適切に指導を行うよう指導、助言を行い、全ての学校において取り組んでまいりました。

さらに、このたびの学習指導要領の改訂に伴い、東京都が教員向けに作成している性教育の手引が平成31年3月に改訂されたことから、市内の小・中学校にこの手引を配付し、各学校においては性教育の基本的な考え方や指導事例等を十分に理解し、教職員の共通認識の下、実施するよう、指導、助言を行っております。また、学習指導要領に示された目標や内容の範囲を超えて性教育を実施する場合には、保護者や地域の理解を十分に得る必要があることを指導しているところです。

今年度、調布市立中学校の1校が、令和2年度性教育の授業実施校として、都の指定を受けてモデル校となり、性教育の手引に基づき、産婦人科医を招いて学習を行う予定となっています。

市教育委員会としては、モデル校における取組の成果と課題を整理し、今後の指導の在り方について検証するとともに、その他の学校についても、引き続き学習指導要領の趣旨を踏まえ、性教育の手引を活用しながら、発達段階に応じて適切な性教育が進められるよう指導してまいります。

以上でございます。

<子ども生活部答弁>

私からは、子どもへの支援体制強化についてお答えします。

子どもがいる家庭において、子どもの見ている前で配偶者等に暴力を振るう、大声でどなるなど、いわゆる面前DVは子どもへの心理的虐待に該当します。また、DVが実際に

起きている家庭では、同時に子どもへの暴力が行われている場合があります。

令和元年度における都内の児童相談所が対応した児童虐待相談のうち、心理的虐待に関する相談が半数以上を占めています。その中には、子どもに対する暴言、無視のほか、面前DVも多く含まれていました。児童虐待の未然防止、早期発見につなげるためにも、子どもに係る職員へのDVに関する認識を深める研修は重要であると認識しており、調布市男女共同参画推進プラン第4次にも位置づけて取り組んでいるところです。

子どもの虐待防止に取り組んでいる子ども家庭支援センターすこやかや保健センターの職員は、東京ウィメンズプラザ主催の研修等に参加するほか、児童館、学童クラブの職員は、職員マニュアル等を活用して施設長会や課内で随時研修を実施しています。また、保育士や民生児童委員には、外部での研修を案内しています。

これらの研修により、正しい知識を身につけ、職場内で研修内容の共有を図り、早期発見及び適切な対応に努めています。

次に、支援につなぐ仕組みの周知徹底についてです。

DVの未然防止や早期発見のためには、保育士をはじめ学童クラブの職員など、子どもに接する全ての関係者が適切な支援につなげていくことが重要です。児童虐待とDVが相互に関連して発生していることを踏まえ、虐待が疑われる家庭や、援助を必要としている親子に気づいた場合、子ども家庭支援センターすこやかと連携し、対処することを徹底しているところです。

各関係機関への周知については、子ども家庭支援センターすこやかを中心とした要保護児童対策地域協議会及び子ども・若者支援地域ネットワークを構成する教育、福祉、子ども分野の公的機関のほか、地域の関係団体を通じてDVや子どもの虐待等に対する支援についての情報を相互に共有し、連携と協力により適切な支援につなげています。

今後も、関係する職員一人一人が子どもの安全確保に資する専門性の向上に努めるとともに、各関係機関が連携、協力を強化し、それぞれの立場で考えられる対応を共有する中で、適切な支援に向けて取り組んでまいります。

以上です。

【まとめ】

ご答弁ありがとうございました。まとめます。DVについては、全庁的にさまざま取組んでおられることが伝わってきました。ただ新任研修で男女共同参画推進課が担当する時間は全体で1時間しかなく、十分とは言えないように思います。また、しえいくはんずのDV特集号はとてもよくできていると思いますが、公務員の意識啓発としては、守秘義務や住民票閲覧の制限を含むものが必要ではないでしょうか。どの職員にとってもDV被害者支援が他人事とならないよう、全職員対象の研修やガイドブックの作成を求めます。

子ども関係者の中での研修や連携の仕組みの共有はしっかりと意識しておられるように受け止めました。引き続きよろしく願いいたします。

デートDVについては、冊子を配布していただけるということで、生徒だけでなく先生方の意識啓発にもつながり、ゆくゆくは全中学校でデートDV予防講座が実施されることを願っています。

性暴力防止については、専門家による性教育のモデル校に手を挙げられたということで、前向きな姿勢を高く評価いたします。今の日本の性教育を改善していくには、きちんと性教育を受けてこなかった大人への再教育も必要です。幼い頃からの家庭での性教育の重要性についても保護者に対して啓発していけるよう、男女共同参画推進課と福祉や子ども、また市内の助産師さんなどとも連携して取り組んでいただきたいと思います。

くり返しになりますが、幼児期からの性教育はいかがわしいものではなく、子どもたちが主体的に生きる力を育むことにつながります。その認識を深めていくことが求められています。

男女共同参画推プラン策定に向けた実態調査について前向きなご答弁をいただきました。ぜひその調査結果をもとに、プランにも性暴力の項目を入れて、市として性暴力被害防止への取組みを一步も二歩も前に進めていただきたいと思います。

以上、駆け足になりましたが一般質問を終わります。